# 平成29年度 指定管理業務 実績評価シート

部課名 健康福祉部子育て支援課

| | |
|---|---|
| 施設名 | 弘前市豊田児童センター・弘前市東部児童センター |
| 施設の設置目的 | 児童福祉法第40条に基づく施設として、児童福祉の向上に資することを目的とする。 |
| 所在地 | 弘前市豊田児童センター・・・弘前市大字豊田一丁目4番地68<br>弘前市東部児童センター・・・弘前市大字田園一丁目8番地4 |
| 指定管理者名 | 社会福祉法人みのり福祉会 |
| 指定期間 | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで |

1　事業計画の実施状況

概ね計画どおり実施されている。

2　自主事業の実施状況

実績なし。

3　市民サービス向上のための取組状況

児童館延長利用事業を実施し、利用者サービスの向上を図っている。
一輪車のほか、陶芸教室やダンス教室など多くの事業を実施している。

4　市民ニーズの把握の実施状況

施設内に意見箱を設置し、利用者の意見・要望を把握するとともに、対応策を検討・対応している。
また、苦情受付については掲示している。

5　施設の利用状況（利用者数、稼働率など）

（豊田児童センター）
平成28年度 年間：35,167人（120人／日）→平成29年度 年間：32,250人（110人／日）
（東部児童センター）
平成28年度 年間：27,154人（ 93人／日）→平成29年度 年間：34,243人（117人／日）

6　指定管理業務の収支状況

計画的で安定した予算執行に努めており、適正に行われている。

## 7　実地調査の結果

利用者の安全確保に留意され、施設の良好な維持管理が行われている。また、児童厚生施設として必要な各事業を実施するほか、利用者及び関係団体の意見の把握、個人情報の管理、施設の効率的運用、経費削減に関する取り組み、環境への配慮等、施設を適切に管理運営することができている。

## 8　成果指標の達成度

成果指標は施設利用満足度であり、（前年度満足度）「78.3%」に対し実績が「70.8%」で
達成度は「90.4%」となっている。

## 9　評価

### (1) 指定管理者の自己評価

| 評価区分 | 評価 | 評　価　の　説　明 | 今後の課題と対応 |
|---|---|---|---|
| 施設の運営 | A | 計画の実施状況、業務報告等順調。児童クラブの需要拡大、利用者ニーズの把握。 | 職員の資質向上、接遇改善。職員配置の見直し。 |
| 施設の管理 | A | 補修箇所の修繕等環境改善。避難訓練、遊具点検、施設内外の整備状況等良好。 | 利用者の安全管理。備品等の管理。防災計画の策定。 |
| 経理の状況 | A | 諸帳票類の整備、保管状況良好。 | 諸経費削減。 |
| 団体の財務状況 | B | 法人設立52年、長年に亘る安定した状況により問題なし。 | 引き続き安定基盤の確保、維持に努める。 |

### (2) 市の指定管理者に対する評価

| 評価区分 | 評価 | 評　価　の　説　明 | 今後の課題と対応 |
|---|---|---|---|
| 施設の運営 | B | 多数の登録児童を有しており、施設の許す範囲で適切に支援している。運営面で法令等を遵守できている。 | 東部児童センターは積極的な事業活動ができており、今後も継続して取り組んでいただきたい。 |
| 施設の管理 | B | 利用者の安全対策、文書管理について適切である。 | 豊田児童センターの改修工事については計画的に実施したい。 |
| 経理の状況 | B | 帳簿等の整備、経理の区分等が適正であり、経費の削減に努めている。 | 今後も適正な経理に努めていただく。 |
| 団体の財務状況 | B | 安定的な経理基盤を有し、適切なものとなっている。 | 今後も安定した財務状況を維持していただく。 |

【評価の視点】

| 評価区分 | 評　価　の　視　点 |
|---|---|
| 施設の運営 | 法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など |
| 施設の管理 | 利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など |
| 経理の状況 | 帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など |
| 団体の財務状況 | 安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか |

【評価の基準】

| | |
|---|---|
| A | 協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの<br>（適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの） |
| B | 協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの<br>（軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの） |
| C | 協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの |
| D | 協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの |

※「団体の財務状況」の評価基準

| | |
|---|---|
| B | 問題がない |
| C | 今後に注意を要する |
| D | 早急な改善を要する |